

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」

医療従事者アンケート調査票（案）

本調査は、過去の各時点における B 型肝炎ウイルスの感染経路等に関する医学的知見及び認識の変遷を把握することで、B 型肝炎ウイルスの感染被害の真相究明及び検証を行い、検証結果を踏まえた再発防止策の検討を行うための資料とすることを目的としています。本調査は、個人の責任追及を意図するものではなく、したがって個人名を記入していただく必要はありません。また、結果の分析に当たっては個別の回答が特定されない形で分析を行います。

どうか本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

なお、本調査では、昭和 23 年度から昭和 63 年度までの期間を対象として、この間を 6 つの時代に区分しています。この区分は、集団予防接種等の実施方法に関する国からの通知等の発出のタイミングを基におよそ 10 年を目安に定めたものです。

また、注射針と筒とで国からの通知等のタイミングが異なっていたことを踏まえ、本調査においても、針と筒を区別して予防接種に関する実施の状況をお伺いしています。

本調査において「B 型肝炎」とはウイルス発見前の血清肝炎を含むものとして回答して下さい。

I. はじめに先生ご自身についてお伺いいたします。

(1) 先生が初めて医療・公衆衛生の現場での業務に従事したのはいつですか？

1. 昭和 23 (1948) 年 4 月～昭和 29 (1959) 年 3 月
2. 昭和 29 (1959) 年 4 月～昭和 34 (1959) 年 3 月
3. 昭和 34 (1959) 年 4 月～昭和 44 (1969) 年 3 月
4. 昭和 44 (1969) 年 4 月～昭和 52 (1977) 年 3 月
5. 昭和 52 (1977) 年 4 月～昭和 63 (1988) 年 3 月
6. 昭和 63 (1988) 年 3 月以前に従事したことはない

☞ **【6 を選択した方】** 調査はここで終わりです。

このまま調査票を返送して下さい。

II. B 型肝炎の病態等に関する認識についてお伺いいたします。

(1) 先生が、B 型肝炎（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）が重症になる疾病であること（肝硬変、肝がん等重篤な病態を招くこと）について認識した時期はいつ頃ですか？

1. 昭和 23 (1948) 年 4 月～昭和 29 (1959) 年 3 月
2. 昭和 29 (1959) 年 4 月～昭和 34 (1959) 年 3 月
3. 昭和 34 (1959) 年 4 月～昭和 44 (1969) 年 3 月
4. 昭和 44 (1969) 年 4 月～昭和 52 (1977) 年 3 月
5. 昭和 52 (1977) 年 4 月～昭和 63 (1988) 年 3 月
6. 昭和 63 (1988) 年 4 月以降
7. 覚えていない、分からない

IV. 集団予防接種等における注射針・注射筒の交換等の実施状況についてお伺いいたします。

(1) 先生は、昭和 63 (1988) 年 3 月以前に、小児を対象とした集団予防接種等の実施にかかわったことがありますか？ (複数回答可)

1. 昭和 23 (1948) 年 4 月～昭和 29 (1959) 年 3 月にかかわった
2. 昭和 29 (1959) 年 4 月～昭和 34 (1959) 年 3 月にかかわった
3. 昭和 34 (1959) 年 4 月～昭和 44 (1969) 年 3 月にかかわった
4. 昭和 44 (1969) 年 4 月～昭和 52 (1977) 年 3 月にかかわった
5. 昭和 52 (1977) 年 4 月～昭和 63 (1988) 年 3 月にかかわった
6. 具体的な時期は覚えていないが、昭和 63 (1988) 年 3 月以前にかかわった
7. 昭和 63 (1988) 年 3 月以前にかかわったことはない

☞ **【7 を選択した方】** 調査はここで終わりです。このまま調査票を返送して下さい。

➔ **【1～6 昭和 63 (1988) 年 3 月以前に集団予防接種等の実施にかかわった」と答えた方にお伺いいたします】**

(2) 注射針の交換・消毒について

先生が昭和 63 (1988) 年 3 月以前に小児を対象とした集団予防接種等の実施にかかわった際、注射針の交換等を行ったことがありますか？行ったことがある場合は、行った時期全てをお選び下さい。さらに、行うようになったきっかけ、または行っていなかった理由を具体的に記入して下さい。

(予防接種法の対象疾病によって状況が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけてください)

被接種者ごとの 注射針の交換 (ディスポーザブル製品の使用)	1. 交換していた → 2. 交換していない 3. わからない 【1. 交換していたまたは2. 交換していないを選択した場合】 そのきっかけ/理由：	実施していた時期【複数選択】 1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施 2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施 3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施 4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施 5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施 6. 時期は覚えていない
被接種者ごとの 注射針の交換・加熱消毒 (乾熱、蒸気、煮沸滅菌)	1. 加熱による消毒をしていた → 2. 加熱による消毒をしていない 3. わからない 【1. 消毒していたまたは2. 消毒していないを選択した場合】 そのきっかけ/理由：	実施していた時期【複数選択】 1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施 2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施 3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施 4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施 5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施 6. 時期は覚えていない
被接種者ごとの 注射針のアルコール綿を用いた消毒	1. アルコール綿による消毒をしていた → 2. アルコール綿による消毒をしていない 3. わからない 【1. 消毒していたまたは2. 消毒していないを選択した場合】 そのきっかけ/理由：	実施していた時期【複数選択】 1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施 2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施 3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施 4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施 5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施 6. 時期は覚えていない

(3) 注射筒の交換・消毒について

先生が昭和 63 (1988) 年 3 月以前に小児を対象とした集団予防接種等の実施にかかわった際、注射筒の交換等を行ったことがありますか？行ったことがある場合は、行った時期全てをお選び下さい。さらに、行うようになったきっかけ、または行っていなかった理由を具体的に記入して下さい。

(予防接種法の対象疾病によって状況が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけてください)

<p>被接種者ごとの注射筒の交換 (ディスポーザブル製品の使用)</p>	<p>1. 交換していた <input checked="" type="checkbox"/> →</p> <p>2. 交換していない</p> <p>3. わからない</p> <p>【1. 交換していたまたは2. 交換していないを選択した場合】そのきっかけ/理由:</p>	<p>実施していた時期【複数選択】</p> <p>1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施</p> <p>2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施</p> <p>3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施</p> <p>4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施</p> <p>5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施</p> <p>6. 時期は覚えていない</p>
<p>被接種者ごとの注射筒の交換・加熱消毒 (乾熱、蒸気、煮沸滅菌)</p>	<p>1. 加熱による消毒をしていた <input checked="" type="checkbox"/> →</p> <p>2. 加熱による消毒をしていない</p> <p>3. わからない</p> <p>【1. 消毒していたまたは2. 消毒していないを選択した場合】そのきっかけ/理由:</p>	<p>実施していた時期【複数選択】</p> <p>1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施</p> <p>2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施</p> <p>3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施</p> <p>4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施</p> <p>5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施</p> <p>6. 時期は覚えていない</p>
<p>被接種者ごとの注射筒のアルコール綿を用いた消毒</p>	<p>1. アルコール綿による消毒をしていた <input checked="" type="checkbox"/> →</p> <p>2. アルコール綿による消毒をしていない</p> <p>3. わからない</p> <p>【1. 消毒していたまたは2. 消毒していないを選択した場合】そのきっかけ/理由:</p>	<p>実施していた時期【複数選択】</p> <p>1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施</p> <p>2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施</p> <p>3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施</p> <p>4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施</p> <p>5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施</p> <p>6. 時期は覚えていない</p>

平成 24 年 x 月

集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班
日本公衆衛生協会会長 多田羅浩三

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」 ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、いわゆる B 型肝炎訴訟において、昭和 23 年 7 月 1 日から昭和 63 年 1 月 27 日までの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用による B 型肝炎ウイルス感染被害の拡大を防止しなかったことについて、平成 18 年に最高裁により国の損害賠償責任が認められ、平成 23 年 6 月 28 日に全国 B 型肝炎訴訟原告団及び全国 B 型肝炎訴訟弁護団と国の間で「基本合意書」が締結されました（別紙 1 参照）。

この基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を行い、この検証結果等を踏まえて再発防止策の提言を行うため、平成 24 年 5 月から、厚生労働大臣による「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」が開催されています。本研究班はこの検討会での検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関として設置されたものです（別紙 2 参照）。

この度、本研究班では、B 型肝炎ウイルス感染被害の真相を究明し再発防止策を検討するための調査の一環として、「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」（以下、「本調査」という）を実施いたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮でございますが、本調査の社会的意義をご理解いただき、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

調査票は平成 24 年 x 月 x 日（x）までに同封の返信用封筒を用いてご返送いただければ幸いです。

なお、本調査は、一般社団法人日本小児科医会のご協力の下、名簿に登録されている方を対象にお送りさせていただいております。ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個々の回答が公表されることはありません。また、この回答を本調査の目的以外に使用することはありません。

また、本調査については、研究班より、(株)三菱総合研究所に事務を委託して実施いたします。本調査の実施に関してご不明な点などございましたら、下記の間合せ先までご連絡ください。

敬具

【本件に関するお問合せ先】

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証調査」問合せ先
(株)三菱総合研究所 人間・生活研究本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3
TEL : 03-xxxx-xxxx (平日 10 時 00 分～17 時 00 分)

※ 本件お問い合わせにより頂きましたご氏名等の情報につきましては、当該業務終了後、三菱総合研究所が責任をもって廃棄いたします。

◆ 弊社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は <http://www.mri.co.jp/TOP/privacy.html> をご覧下さい。

B型肝炎訴訟の経緯について

別紙1

【 先行訴訟 】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円(慰謝料500万円＋弁護士費用50万円)を支払った。



【 現在係争中の訴訟 】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国で国を提訴中。
- 平成22年3月12日(札幌地裁)に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日(札幌地裁)に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方(所見)が提示され、それぞれについて原告側が受け入れ、また、政府側も受け入れを表明。
- 平成23年6月28日に、「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定。
- 平成24年1月13日に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」
施行。

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班

委員名簿

◎ 多田 羅 浩三	一般財団法人日本公衆衛生協会会長 ※
岩田 太	上智大学法学部教授
及川 馨	日本小児科医会常任理事（予防接種委員会担当）
岡部 信彦	川崎市衛生研究所所長 ※
佐藤 智晶	東京大学政策ビジョン研究センター特任助教
澁谷いづみ	愛知県豊川保健所長 ※
田中 榮司	信州大学医学部内科学第2講座教授
田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授
田中 義信	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
手塚 洋輔	京都女子大学現代社会学部現代社会学科講師
新美 育文	明治大学法学部専任教授 ※
梁井 朱美	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
渡部 幹夫	順天堂大学大学院医療看護学研究科教授

◎：研究代表者

※：「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」構成員
五十音順・敬称略

本調査における時代区分の設定について

- 本調査では、予防接種に関連した国からの通知等の発出された時期を踏まえ、概ね10年ごとに時期を区切り、各時期の状況を把握することとしています。
国からの通知等が発出された時期については、以下表のとおりです。

時期	国からの通知等
昭和23年 7月	予防接種法（昭和23年法律第68号）施行
昭和23年 11月	厚生省告示第95号 ○ 痘そう：種痘針の消毒は必ず受痘者一人ごとに行わなければならない。 ○ シフテリア、腸チフス、パラチフス、発しんチフス、コレラ：注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。
昭和24年 10月	厚生省告示第231号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種 ：注射針は注射を受ける者一人ごとに固く絞ったアルコール綿でよく拂しょくし一本の注射器のツベルクリンが使用し盡されるまでこの操作を繰り返して使用してもよい。
昭和25年 2月	厚生省告示第38号 ○ 百日咳：注射器及び注射筒等は使用前煮沸によつて消毒しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。 厚生省告示第39号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種：注射針は、注射を受ける者一人ごとに消毒した針と取り換えなければならない。
昭和26年 4月	結核予防法（昭和26年法律第96号）施行
昭和28年 5月	厚生省告示第165号 ○ インフルエンザ：注射針の消毒は、必ず被接種者一人ごとに充分に行わなければならない。
昭和33年 9月	予防接種実施規則（昭和33年9月厚生省令第27号） ：注射針、種痘針及び乱刺針は被接種者ごとに取り換えなければならない。
昭和34年 1月	「予防接種の実施方法について」（昭和34年1月21日衛発第32号厚生省公衆衛生局長通知） ：事故発生の場合には、市町村長等に報告書の提出を求める。
昭和51年 9月	「予防接種の実施について」（昭和51年9月14日衛発第726号厚生省公衆衛生局長通知） ：注射針、注射器、接種用さじ等の接種用具は Disposable のものを使用し差し支えないと指導。
昭和63年 1月	「予防接種等の接種器具の取扱いについて」（昭和63年1月27日健医結発第6号、健医感発第3号厚生省保険医療局結核難病感染症課長、感染症対策室長通知） ：予防接種及びツベルクリン反応検査について、注射針及び注射筒を被接種者ごとに取り替えるよう指導。

平成 24 年〇月〇日

一般社団法人日本小児科医会 御中

厚生労働省健康局

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
アンケート調査について（協力依頼）

日頃より予防接種行政におきまして、多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。

B 型肝炎訴訟については、昭和 23 年 7 月 1 日から昭和 63 年 1 月 27 日までの間における集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルス感染被害の拡大を防止しなかったことについて、平成 18 年に最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、平成 23 年 6 月 28 日に、全国 B 型肝炎訴訟原告団及び全国 B 型肝炎訴訟弁護団と国との間で基本合意書が締結されました。

この基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスの感染被害の真相究明及び検証を行い、この検証結果等を踏まえて再発防止策の提言を行うため、平成 24 年 5 月から、厚生労働大臣による「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」（以下「検討会」と言います。）を開催しています。

この検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関たる研究班（研究代表者：多田羅浩三・一般財団法人日本公衆衛生協会会長。以下「研究班」と言います。）を設置したところです。

今般、この研究班において、B 型肝炎に関する医学的知見に対する過去の認識を把握するため、医療従事者を対象としたアンケート調査を実施します。この調査は、検討会における検証や今後の予防接種施策の再発防止策の検討に資するものです。

貴会におかれましては、この調査の趣旨についてご理解をいただき、会員の皆様に調査実施についてご連絡をいただく等のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

（担当室：厚生労働省健康局 結核感染症課 B 型肝炎訴訟対策室）